平成２８年

第５回 農地部会（定例会）議案

平成２８年５月９日

前橋市農業委員会

平成２８年　第５回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２８年５月９日　　午後２時００分
・閉会日時　　平成２８年５月９日　　午後３時３０分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（１６名）

２番　木村　隆一	３番　三森　和也	４番　星野　好孝	５番　江原　弘
６番　関口　喜弘	７番　小堀　清	８番　深町　冨士雄	９番　宮本　武夫
１１番　浅井　雅彦	１２番　太田　朗	１３番　星野　研一	１４番　関根　由彦
１５番　萩原　秀治郎	１６番　木村　謙	１８番　猪熊　克己	１９番　根岸　惠夫

・欠席委員（３名）
　１番　金子　賢太郎　　１０番　岡　賢一　　１７番　大﨑　玉雄

・事務局出席者
　事務局長　吉井　一夫　　係長　齋藤　孝朗　　副主幹　高山　幸治　　主任　有本　紀子
　主任　冨澤　和則
・その他の出席者
　農業委員会長　　堀越　恒弘
　農林課主任　　蛭田　美恵子

・付議事件
（１）議案第２５号　　農地法の規定による許可申請の取下げについて（３条）
（２）議案第２６号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（３）議案第２７号　　農地法規定による許可申請の取下げについて（５条）
（４）議案第２８号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（４条）
（５）議案第２９号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
（６）議案第３０号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（７）議案第３１号　　農地法第５条の規定による許可申請について
（８）議案第３２号　　農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事業
（１）第４号　　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
・報告事項
（１）第２０号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（２）第２１号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（３）第２２号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（４）第２３号　　現況証明交付状況について

吉井局長　定刻になりましたので、これより平成２８年第５回農地部会を開催いたします。
なお、本日の欠席通告者は、１番　金子　賢太郎委員、１０番　岡　賢一委員、１７番　大﨑　玉雄委員、の３名であります。従いまして在任委員１９名中１６名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２８条第４項で準用する第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。また、小泉職代につきましても欠席であります。本日は大﨑部会長が欠席ですので、深町部会長職代から、ごあいさつを申し上げます。

深町部会長職代　◇（あいさつ）

吉井局長　続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定、及び、委員会規程第３条の準用により、深町部会長職代が議長となり会議を進めることとなりますのでよろしくお願いいたします。

《深町部会長職代、議長に就任》

議　長　それでは、平成２８年第５回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。２番　木村　隆一委員、３番　三森　和也委員にお願いいたします。

議　長　それでは議事に入ります。
議案第２５号・農地法の規定による許可申請・３条の取下げについて、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書、地目、面積、取下げ理由を朗読、説明。）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２５号・農地法の規定による許可申請・３条の取下げについては、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。

議　長　次に、**議案第２６号・農地法第３条の規定による許可申請**について整理番号１番については、議案第２５号により取下げが承認されておりますので、整理番号２番から１５番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積、稼動力を朗読、説明。）
整理番号１５は一般法人の申請のため、契約書に解除条件が明記されているなど一定の要件を満たしています。以上、整理番号２番から１５番は農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議　長　なお、整理番号９番については面接調査を、整理番号１５番については、現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１２番委員委（１班班長）　現地案内図３条の９をご覧下さい。申請地は、農用地区域内で適性に管理されております。申請人はワーキングホリデーとして外国を回っているうちに農業に興味を持ったとの事です。新規就農者として、露地ナス、チヂミホウレン草の栽培をしたく申請となっています。面接には本人が来られました。ナス、ホウレン草の栽培は婚約者の祖母について１年間教えて貰ったとの事です。所得目標は２００万円、農業従事者は本人がメインで母と婚約者に手伝ってもらうそうです。トラクター、マルチカー等の農機具については、婚約者の祖母から借りられることになっているそうです。野菜の出荷先については、ＪＡを予定し、組合員にもなっており、認定農業者への申請も予定しているそうです。調査班としては、本人の営農意欲が認められＪＡ主催のナスやチヂミホウレン草の講習会にも参加し

ており営農計画も作成されていることから、営農の確実性も認められるため許可相当と判断しました。

現地案内図３条の１５をご覧下さい。申請地は上電赤坂駅から北へ６００ｍに位置し周囲を農地等に囲まれた農用地区域内となっており、何年か前に相続により譲渡し人が取得した農地であり３人は親子の関係にあります。申請法人は、発電事業を行っており、法人代表者は、譲渡し人の孫であり、５２歳の譲渡人の息子となります。尚、代表者の祖母は法人の取締役も兼ねております。法人としてはまだ営農はしておりません。面接には、法人代表の父親と、取締役兼譲渡人である祖母、太陽光関連業者２名の計４名が来られました。営農型太陽光発電を設置しタマリュウを栽培したいとの事です。千葉県の東金市や名古屋に実例があるそうです。経営概要ですが、タマリュウを作付け、株分けをして増やし、３年目から出荷する予定、出荷先は住宅メーカー（ミサワ、パナホーム）等で売上見込は店頭価格３年目で９８４万を見込んでおります。当初はＡ社より５万ポット苗を６０万円で購入し植え付けする予定で日々の管理は隣に住んでいる祖母が行い、繁忙期はネットで募集し近隣の人を雇い入れるとの事です。調査班としては、許可した場合の毎年の状況報告の提出や法人の決済後の３ケ月以内の報告義務を確認したうえで将来遊休農地化するおそれの解消のためにも許可相当と判断しました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからご意見、ご質問をお願いします。

９番委員　整理番号１５、契約期間３年ですが、説明によりますと、タマリュウは３年目から売上が出るとの事ですが、継続するのでしたら最初から何故もっと長くしないのですか。

齋藤係長　営農型太陽光発電は一時転用ですので、最長３年です。３年経ちましたらまた継続になるかと思われます

９番委員　タマリュウは水が必要ですが、近くから引ける状態ですか。

冨澤主任　軽トラックに水のタンクを積み噴霧器で対応する計画になっています。

議　長　その他、ご質問等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２番から１５番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２６号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号２番から１５番を許可とすることに決定いたします。

議　長　次に、**議案第２７号・農地法の規定による許可申請・５条の取下げ**について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書、地目、面積、取下理由を朗読、説明。）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番、を承認とすることに賛成に方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２７号・農地法の規定による許可申請・５条の取下げについては、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。

議　長　次に、**議案第２８号・農地法の規定による許可後の計画変更申請・４条許可**について、整理番号１番、２番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

有本主任　◇（議案書・順次、変更内容、地目、面積、申請理由を朗読、説明。）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番、２番を承認

とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２８号・農地法の規定による許可後の計画変更申請・４条許可について、整理番号１番、２番を承認とすることに決定いたします。

議　長　次に、**議案第２９号・農地法の規定による許可後の計画変更申請・５条許可**について、整理番号１番から４番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、変更内容、地目、面積、申請理由の朗読、説明。）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から４番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２９号・農地法の規定による許可後の計画変更申請・５条許可について、整理番号１番から４番を承認とすることに決定いたします。

議　長　次に、**議案第３０号・農地法第４条の規定による許可申請**について、整理番号１番から９番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

有本主任　◇（議案書・順次、地目、面積、転用面積、申請理由を朗読、説明）
なお、整理番号１番から９番は議案書にありますとおり、農地法第４条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から９番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので議案第３０号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から９番までを許可とすることに決定いたします。

議　長　なお、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「許可妥当」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

議　長　次に、**議案第３１号・農地法第５条の規定による許可申請**について、整理番号１番については、議案第２７号により取下げが承認されておりますので、整理番号２番から３７番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）
整理番号３番、書類不備のため保留。１７番、違反転用があり是正指導しておりますが是正未了のため保留。２３番、開発未了のため保留。なお、整理番号２番、４番から１６番、１８番から２２番、２４番から３７番は、農地法５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号３番、９番、１４番、１７番、２５番、３７番については、現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１２番委員（１班班長）　現地案内図５条の３をご覧下さい。申請地は市立粕川中学校から南東に約１．３ｋｍに位置し、周囲は、北側は宅地と農地、東側は農地、南側は山林、西側は宅地で、集団農地の辺縁部に位置する第１種農地です。管理はされておりましたが、作付けはされておりませんでした。申請人は、伊勢崎市で建設業、不動産業を営んでおり事業概要としては、個人経営でＡ社の看板の基礎や建て方、造成工事を請負っており、１０人位の仲間は集められるそうです。面接には申請人の息子さんと行政書士が来られました。既存の資材置場はＡ

社の敷地を借りているとの事ですが、承諾書はありますが契約はしていないそうです。工事件数は造成工事が３件、年間売上は昨年２～３千万、今年は７～８千万くらいで、保有車輌については、バックホウ３台、４ｔレッカー１台、２ｔ・３ｔダンプ各１台、軽バン２台を保有しております。申請地は残土、資材置場、重機置場として使用し、地主からは、草を生やさないで欲しいといわれており、税金部分くらいは支払う予定との事です。地目変更後の分譲でないことの確認は行いました。利用計画被害防除については、ある程度平らに均し、高低差の生じる隣地とは法面で処理をするとの事、平場には砕石を敷き、雨水は浸透式として外灯は付けないそうです。周囲のフェンス等の設置は考えてないとの事でしたので、安全面で単管等の柵は必要だと指導致しました。この案については、調査班としては保留と致しました。

齋藤係長　整理番号３番保留説明。調査班の現地面接後、申請人より面接時に契約がされていないとの事で心配され、詳細をつめてから再度審議をしていただきたい連絡がきました。利用計画、地権者と契約を交わしてから審議を願いいたします。

１２番委員（１班班長）　現地案内図５条の９をご覧下さい。申請地は前橋東警察署大胡分庁から南東へ約1.0ｋｍに位置し、周囲は、北側は農地と宅地、東側は農地、南側は市道を挟んで宅地、西側は宅地で、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請人は、藤岡市の西で住宅の建設請負・不動産業を営んでおり太陽光発電事業も手掛けている会社です。従業員７０名、年間売上は昨年４７億円との事です。既存の太陽光発電施設は高圧施設で、今回の件を含め８ヶ所、低圧施設では多くの発電施設を設置しているそうです。面接には経営企画室長が来られました。今回の施設は、２６５Ｗのパネル１，８６０枚、発電量は４，９２９ＫＷ、売電単価２４円年間売上１，５００万円を見込んでおり費用の回収は１０年程度としており、東電との事前協議は済んでおり、メーカーはハンフォ、キューセルスＪａｐａｎを使うそうです。利用計画、被害防除については、敷地の東側が下がっているので擁壁を設け側溝もしくは雨水枡を設け集水排水するそうです。周囲には１．５ｍのフェンスを設け防草対策として防草シート敷くとのことです。反射光の人家に対する対応の問いには、現在の製品は光を吸収して反射光が出にくくなっているとの事で、数多く手掛けているがトラブルが無いと自信を持っていました。調査班としては、特に問題点も無く許可相当と判断致しました。

現地案内図５条の１４をご覧下さい。申請地は市立大胡東小学校から北東へ約８００ｍに位置し、周囲は、北側と西側は農地と宅地、東側は山林、南側は沼で、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地、一部耕作されていました。申請人は、東京都在住、日本全国で太陽光発電事業を開発しており、８箇所での実績が有り合計５，００３ＫＷです。面接には来ることができませんでしたので、書面での回答となっています。会社の概要、事業内、容再生可能エネルギー発電事業、環境保全に関するエンジニアリング・コンサルティング及び技術ノウハウの提供。従業員１０名、平成２７年度の売上１億５千９百万円、今回の施設の概要・２５０Ｗのパネル１，６２４枚、発電量は４０６ＫＷ、売電単価３２円、年間売上１，５５０万円を見込んでおり東電との接続手続きが進んでおりますが、接続契約は未契約です。接続負担金の概要は１５９．７万円で、年間３６０時間（１５日間）の接続制限があります。費用の回収は１２年見込んでいます。土地造成、整地の方法、現況地盤を水平に均し転圧を行う予定です。境界から約２．５ｍ～３ｍ以上は離して設置します。現況からの大きな掘削、盛土は検討しておりません。設置後の管理は敷地内にクローバーを敷き詰める方法で防草対策を考えております。草刈は年２回行う予定です。雨水処理については、各境界側が水上となる水勾配とし、法側に水が集まらないようにします。原則、敷地内浸透による雨水処理を考えております。周囲には１５０ｃｍのフェンスを設置します。人家に対する反射光の対応、南側隣接地は太陽光計画地より低地で沼のため、人家は有り

ません。周辺との高低差、入光からの反射を鑑み周囲の人家に対しての反射光に対して特別の対応をとる予定はありません。調査班としては、実績も有り、必要性、被害防除対策も取られているため許可相当と判断しました。

現地案内図５条の１７をご覧下さい。申請地は大室公園から北に約７００ｍに位置し、周囲は北側と南側は宅地、東側は市道を挟んで宅地、西側は農地で、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地で、すでに資材置場として使用されております。申請人は、建築・土木用の仮設工事業を営んでおり、鉄骨建設工事も請負っているそうです。面接には本人が来られました。従業員数は１０名で、年間工事件数は、小さいものを除いても４０～５０物件、売上は９千万～1億円そうです。車輌は、重機１台、フォーク１台、８ｔダンプ１台と社用車を保有しているそうです。今回は既に資材置場としてＨ２５年１２月頃より使用しているため、農地法違反の認識があるか、是正の意志があるかを中心に話をし、農地法違反の罰則についても説明をし、資材等の撤去を指導致しました。調査班としては、是正の意志はある様で、期日は切れないが早めに撤去することの事で、その状況を確認した上で判断すべきと考え、今回は保留とさせていただきました。

現地案内図５条の２５をご覧下さい。申請地は市立原小学校から東に約５００ｍに位置し、周囲は、北側は農地、東側は市道を挟んで農地と宅地、南側と西側は農地で小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地で管理はされています。申請人は不動産業を営んでおります。会社の概要は、従業員は２名でハウスメーカーとタイアップして住宅２０～３０件の仲介をしており年商は２，０００～３，０００万円だそうです。面接には、本人と行政書士が立会いました。一戸当たりの販売価格は、土地７００万円、建物１，３００万円を考えているとの事です。建設工事の施工は、高崎の総合建設工業が行う予定で、１期は４区画を販売し、３年位で完売したい意向でした。雨水は、直接、汚水、雑排水は合併処理浄化槽を介して敷地内の新設側溝へ排水し流末は公設の道路側溝へ放流するとの事で、道路側を除く三方向には擁壁を設置し、外灯は設けないとの事です。調査班としては土地分譲ではないことの確認をし、建売分譲住宅の申請とすれば特に問題は無いと認め、許可相当と判断致しました。

現地案内図５条の３７をご覧下さい。申請地の立地及び申請には３条の１５で説明したので、省略させていただきます。申請では休耕とありますが、２筆は麦が作付してあり、１筆は牧草が蒔かれていました。いつでも返してもらえる約束で貸しているとの事です。中央部当該農地の左の住宅が地主の自宅及び実家となります。住宅の南からの写真では林のようになっていますが、３年前に今回の法人代表の父親より申請が有り、現在は太陽光発電施設が稼働しております。法人という形式をとっていますが、一族の経営ではと推測致しております。売電単価は３６円、年間売上は１，１００万強を見込んでおり、施設の回収には１０年を考えているとの事です。メーカーはカナディアンソーラとインディで支柱の間隔は３．５ｍ、パネルの高さは２～３ｍで周囲は１ｍのフェンスを設けるそうです。周囲の人家への反射光の対応については隣の既存の施設では、クレームはきてないとの事でした。調査班としては、営農型の一時転用なので、３年ごとの更新の手続きが必要で、平均的な単収の８割以上の収穫の確保が必要、減収した時は指導し改善されなければ更新を認められないので施設の撤去もありえる旨を説明した上で許可相当と致しました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

９番委員　再確認したいのですが、営農型太陽光発電で下に作付けした場合、初年度の売上が８割ですか、それとも契約期間３年間で８割ですか。

齋藤係長　基本的には初年度から８割ですが、売上ではなく生産が８割です。８割を下回る場合は指導をして下さいということで、国からの指導もあります。

議　長　　その他、ご意見等ございませんか。

５番委員　　整理番号９、売電単価２４円ですが採算が合うのですか。

齋藤係長　　自主回収１０年２ヶ月で回収でき採算がとれると判断しての申請です。

議　長　　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号３番、１７番、２３番を保留とし、整理番号２番、整理番号４番から１６番、整理番号１８番から２２番、整理番号２４番から３７番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第３１号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号３番、１７番、２３番を保留とし、整理番号２番、整理番号４番から１６番、整理番号１８番から２２番、整理番号２４番から３７番を許可とすることに決定いたします。

議　長　　なお、許可書の交付については、法第４条と同様の扱いとなります。

議　長　　次に、**議案第３２号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定**について、前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

議　長

蛭田主任　　◇（説明：農林課　地域営農係）

議　長　　以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第３２号について、原案を承認し決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第３２号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を承認し決定といたします。

議　長　　次に、**協議第４号・相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認**について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　それでは、説明させていただきます。

相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を２０年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長及び高崎税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。

つきましては、今回の調査対象者４名の特例農地の状況について、地区の農業委員さんとともに現地確認した利用状況を報告いたしますので、報告のとおり税務署へ回答してよろしいか、協議をお願いいたします。　なお、地区担当の農業委員さんが農地部会に所属されていない案件でございますので、事務局から報告させていただきます。担当の農業委員さんが本日出席されている案件については、委員さんから報告をお願いいたします。それでは、先ず事務局より報告させていただきます。　整理番号１番については、４月８日に冨澤委員さんと現地を確認し、全１筆が農地として、利用されていることを確認いたしました。整理番号２番については、４月８日に岡委員さんと現地確認を実施し、全３筆が農地として利用されていることを確認しました。整理番号３番については、４月１１日に石倉委員さんと現地を確認し、全１筆が農地として、利用されていることを確認いたしました。事務局からの報告は以上です。

議　長　　整理番号１番から３番については事務局から報告は終わりましたので、引き続き地元委員から報告をお願いします。整理番号４番について　星野　研一　委員から報告をお願いします。

星野研一委員　　整理番号４番については、４月１１日に事務局と現地確認を実施し、全１０筆のうち９筆が農地として利用されており、１筆は農地の他、一部が農業用物置として利用されており

ましたが基本的には農地として利用されていました。

議　長　以上で事務局の説明及び地元委員からの報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（「異議なし」の声あり）

議　長　異議なしの声がありましたので採決したいと思います。協議第４号について、報告のあったとおりの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、協議第４号・相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書の税務署に提出することに決定いたします。

議　長　次に、３４ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第２０号から第２３号までとなっております。

第２０号から第２３号までの報告内容は、

○法第４条の届出書の受理状況	６件
○法第５条の届出書の受理状況	１９件
○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	９２件
○現況証明の交付	８件

となりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会　午後３時３０分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２８年５月９日

議　長

署名人

署名人